議案第１７号

鶴ヶ島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和４４年条例第３号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和８年２月２４日提出

鶴ヶ島市長　小　川　尋　海

提　案　理　由

議会議員の期末手当について、職員の期末手当及び勤勉手当との均衡を図るため支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和４４年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２３０」を「１００分の２３２．５」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。